

# 上下水道料金が改定されます

■詳細 上下水道課管理・営業グループ ☎74-3008

4月1日から消費税率が、5%から8%に引き上げられたことに伴い、水道料金及び下水道使用料が改定されます。ご理解をお願いします。

新料金などの適用時期については、4月1日より前から継続して使用されている場合は、6月分料金（5月25日検針基準日）から適用されます。ただし、4月1日以降に転入・新築などで使用を開始した場合は、5月分料金（4月25日検針基準日）から適用されます。

また、5月分検針分から料金・使用料の消費税分をわかりやすくするため、料金表を税抜き表示とし、使用水量のお知らせ（検針票）の金額も消費税を表示します。

## 【水道料金】 税抜き (円)

用途別	水 量	料 金	
一般家庭用	基本料金 8 m <sup>3</sup> まで	1,480	
	超過料金 9 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	185	
業務用	基本料金 10 m <sup>3</sup> まで	1,850	
	超過料金	11 m <sup>3</sup> から 300 m <sup>3</sup> まで	185
		301 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	175
		501 m <sup>3</sup> から 2,000 m <sup>3</sup> まで	155
		2,001 m <sup>3</sup> から 4,000 m <sup>3</sup> まで	120
4,001 m <sup>3</sup> 以上	90		

## 【下水道使用料】 税抜き (円)

用途別	水 量	料 金	
一般家庭用	基本料金 8 m <sup>3</sup> まで	1,150	
	従量料金 9 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	155	
業務用	基本料金 10 m <sup>3</sup> まで	1,600	
	従量料金	11 m <sup>3</sup> から 300 m <sup>3</sup> まで	160
		301 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	155
		501 m <sup>3</sup> から 2,000 m <sup>3</sup> まで	140
		2,001 m <sup>3</sup> から 4,000 m <sup>3</sup> まで	130
4,001 m <sup>3</sup> 以上	120		

※ このほかに「業務用Ⅱ種」（収用人員500人超のホテル等）、「浴場営業用」の区分があります。

## 【メーター使用料】 税抜き (円)

口 径	使用料	口 径	使用料	口 径	使用料
13 ミリメートル	200	25 ミリメートル	320	50 ミリメートル	2,040
20 ミリメートル	250	40 ミリメートル	670	75 ミリメートル	2,340

## 【料金計算表】

- 水 道 料 金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.08
- 下 水 道 使 用 料 = (基本料金 + 従量料金) × 1.08
- 上 下 水 道 料 金 = 水道料金 + 下水道使用料

## 改定後料金はこちらになります

## 【主な使用水量ごとの料金】 (消費税額を含む) (円)

使用水量 (例)	水 道 料 金		下 水 道 使 用 料		上 下 水 道 料 金	
	一般家庭用		一般家庭用		一般家庭用	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
8 m <sup>3</sup>	1,764	1,814	1,207	1,242	2,971	3,056
10 m <sup>3</sup>	2,152	2,214	1,533	1,576	3,685	3,790
15 m <sup>3</sup>	3,123	3,213	2,346	2,413	5,469	5,626
20 m <sup>3</sup>	4,095	4,212	3,160	3,250	7,255	7,462
25 m <sup>3</sup>	5,066	5,211	3,974	4,087	9,040	9,298